

令和8年6月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和8年第6回）議事録

1. 開催日時 令和8年6月16日（火曜日）午後3時10分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 小松 健	14番 畑山 留美子
3番 齋藤 誠	15番 佐藤 喜勝
4番 庄司 和夫	16番 佐々木 剛
5番 佐々木 亨	17番 伊藤 剛
7番 菅原文 克	19番 大瀧 浪雄
8番 板垣 利明	20番 佐々木 純一
9番 三浦 幸夫	21番 小野 晃一
10番 吉尾 麻美	22番 豊島 靖喜
11番 巴 寛	23番 真坂 和都
12番 佐藤 源樹	24番 冨 樫 公一
13番 佐藤 榮一	

4. 欠席委員（2名）

1番 佐藤 崇
18番 加藤 三敏

3番 齋藤誠委員は議案第47号の審議前に退席したが、出席委員数はなお過半数を満たしており、会議は成立している。

5. 議事日程第1号 令和8年6月16日（火曜日） 午後3時10分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 3号 由利本荘市農地利用最適化推進委員候補者について

第 5. 報告第 4号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に基づく農地転用許可不要の件

第 6. 議案第45号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 7. 議案第46号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 8. 議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 9. 議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第10. 議案第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第11. 議案第50号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第12. 議案第51号 由利本荘市農地利用最適化推進委員の辞任について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	柴田浩樹	次長	小松幸月
農政班長	三保敦	農地班長	二見真之
主席主査	渋谷淳	主査	池田弘
主査	小助川洋	主査	小野友紀子
主査	佐藤弘輝		

8. 総会議長

富樫公一

9. 議事録署名委員

21番 小野晃一 22番 豊島靖喜

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年6月9日公示招集されました、令和8年第6回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数23名中21名であります。1番佐藤崇18番、加藤三敏委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、報告第3号と第4号、ならびに議案第45号から議案第51号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、21番小野晃一委員、22番豊島靖喜委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第3号「由利本荘市農地利用最適化推進委員候補者について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(報告第3号について、選考委員会で候補者が選考、今後は8月3日の初総会で議決を経て委嘱される旨、報告する。)

○議長

報告第3号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、報告第4号「農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に基づく農地転用許可不要の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(報告第4号について、規則改正により一定の農業用施設は許可不要となり、申出内容を現地確認の上、周辺農地への影響がないと判断し、事務局長専決で許可不要とし通知する旨、報告する。)

○議長

報告第4号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第6、議案第45号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第45号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第45号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第46号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題としますが、1番につきましては、8番板垣利明委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

(板垣利明委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第46号1番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第46号1番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第46号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号1番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(板垣利明委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第46号2番から7番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第46号2番から7番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。

また補足として、議案第46号3番について、許可要件を満たし許可見込みだが、不動産業者であるため管理状況を注視。現地確認では未作付けだが今後見込みあり、継続確認と適正管理の指導を実施する旨説明する。議案第46号5番について、譲受人は隣接する空き家購入に伴い、転居後に農地活用予定であり、営農に支障はないと判断する旨説明する。)

○議長

議案第46号2番から7番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号2番から7番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号2番から7番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第47号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第47号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第47号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第48号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第48号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第48号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本

荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第49号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第49号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第49号の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、20番三浦善信農地利用最適化推進委員。

○20番・三浦善信農地利用最適化推進委員

3番齋藤委員が退席しましたので、農地利用最適化推進委員三浦が報告いたします。よろしいでしょうか。

○議長

許可いたします。

○20番・三浦善信農地利用最適化推進委員

(議案第49号について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第49号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第49号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第49号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第50号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、議案第50号1番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第50号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第50号1番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

(議案第50号1番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第50号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第50号2番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第50号2番について、議案書に基づき朗読し、申請地は第2種農地と判断されるが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するが、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第50号2番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、7番菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

(議案第50号2番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第50号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第50号3番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第50号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要ないが、地域計画内農地であることから、本総会で許可することに決定した場合は、申請地を地域計画から除外する決定公告期日と同日付で許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第50号3番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、10番吉尾麻美委員。

○10番・吉尾麻美委員

(議案第50号3番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第50号3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第50号4番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第50号4番について、議案書に基づき朗読し、申請地は第2種農地と判断されるが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当する。また申請地は既に車庫設置済みの追認案件であるが、農地法の認識不足によるものであり、自主的な相談、顛末書などの提出があり、悪質性は低く、今後の遵守が示されているため受理した。

申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用

目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、申請面積が30aを超えない第2種農地で、秋田県農業会議に意見聴取を必要とする案件であり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第50号4番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、20番三浦善信農地利用最適化推進委員。

○20番・三浦善信農地利用最適化推進委員

（議案第50号4番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

議案第50号4番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第50号1番から3番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第50号4番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに、議案第50号1番から3番につきましてお諮りいたします。議案第50号1番から3番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号1番から3番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

次に、議案第50号4番につきましてお諮りいたします。議案第50号4番は、申請が適法と認め許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第51号「由利本荘市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第51号について、本年5月18日付けで、農地利用最適化推進委員より辞任願いが提出。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、正当な理由に該当するものと考えられ、農業委員会の辞任の同意について審議するもの。）

○議長

議案第51号の事務局説明が終わりました。

推進委員におかれましては、令和2年8月に就任以来、これまで推進委員として職責を果たしてこられました。

しかし、病気により推進委員としての活動もままならず、本人の辞任の意思も固いことから、辞任願いを受理し、本日の総会にお諮りしたものです。

この件に関しまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第51号については、同意することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第51号は、同意することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時55分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 小 野 晃 一

議事録署名委員 豊 島 靖 喜